

## 旅館業法における構造設備基準の特例等について

### ○旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）〔抜粋〕

（営業の許可）

第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第九条の二を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 （略）

3～6 （略）

### ○旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）〔抜粋〕

（構造設備の基準）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、十室以上であること。

二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。

ロ 寝具は、洋式のものであること。

ハ 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。

ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

三 和式の構造設備による客室は、第二項第二号に該当するものであること。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。

七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。

九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とosすることをさえぎることができる設備を有すること。

十一 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとす

る。

- 一 客室の数は、五室以上であること。
  - 二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。
  - 三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。
  - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
  - 五 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の入浴設備を有すること。
  - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の洗面設備を有すること。
  - 八 適切な数の便所を有すること。
  - 九 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。
  - 十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。
  - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
  - 三 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
  - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の洗面設備を有すること。
  - 六 適切な数の便所を有すること。
  - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 4 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
  - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
  - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の洗面設備を有すること。
  - 四 適切な数の便所を有すること。
  - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

## 農林漁業体験民宿業における構造設備基準の特例

(特例の内容)

農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合には、簡易宿所営業の客室延床面積の基準（33㎡以上）を適用しない。

### ○旅館業法施行規則(昭和三十二年厚生省令第二十八号)〔抜粋〕

(構造設備の基準の特例)

第五条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

四 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号（床面積に関する部分に限る。）及び第四号並びに第三項第一号の基準
<u>前項第四号に掲げる施設</u>	<u>令第一条第三項第一号の基準</u>

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第六号、第八号及び第九号、第二項第六号並びに第三項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

### ○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)〔抜粋〕

(定義)

第二条

1～4 (略)

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

### ○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成七年農林水産省令第二十三号)〔抜粋〕

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

## 町家・古民家における構造設備基準の特例

### (特例の内容)

町家などの伝統的建造物の風情を活かし旅館営業を行う場合には、玄関帳場等に代替する機能を有する設備等を備えること等により、玄関帳場等の基準を適用しない。

### ○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）〔抜粋〕

（伝統的建造物を利用した旅館営業施設の構造設備に関する基準の特例）

第六条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する旅館営業をいう。）の施設（以下「旅館営業施設」という。）が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該認定に係る旅館営業施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第二項第四号に定める基準について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができる。

一 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。

二 文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。

三 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（次号において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。

四 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

五 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

### ○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令の施行について（平成22年1月6日健発0106第4号厚生労働省健康局長通知）〔抜粋〕

#### 第2 改正の内容

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業施設が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第4条第8項の内閣総理大臣の認定を申請し、

その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項第4号に定める基準（玄関帳場等）について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができること。

- 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。
- 2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。
- 3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する玄関帳場等を設けることが困難であること。
- 4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。具体的には以下（1）から（3）の状態を指すこと。
  - (1) ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。
  - (2) 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。
  - (3) 管理事務所等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。
- 5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。具体的には以下（1）から（4）の状態を指すこと。
  - (1) 旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。
  - (2) 旅館営業施設が管理事務所等の周囲おおむね100メートルの区域内に設置されていること。
  - (3) 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。
  - (4) 地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。

### 第3 その他

旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の施設については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の別添3「旅館業における衛生等管理要領」のⅡの第2の3において、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」と定めているが、上記第2の要件を満たす場合においては、柔軟に対応されたいこと。

## 玄関帳場について

- ホテル営業及び旅館営業については、旅館業法施行令において、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること」と定められている。また、「旅館業における衛生等管理要領」（公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の別添3。以下「要領」という。）において、その構造設備として満たすべき要件が定められている。
- 簡易宿所営業については、要領で、「ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準に準じて玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」とされている。
- 下宿営業については、要領で、「ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準に準じて設けることが望ましい」とされている。

### ○旅館業における衛生等管理要領〔抜粋〕

#### Ⅱ 施設設備

##### 第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

（玄関帳場又はフロント）

11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

- (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- (2) 玄関帳場又はフロントは、受付台の長さが1.8m以上を有するなど事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 玄関帳場又はフロントの内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のカギを保管する設備を有すること。
- (4) 玄関帳場又はフロントの受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有し、1.6m以内には、植木、カーテン等宿泊事務に支障となる物品を備え付けてはならないこと。
- (5) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (6) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。

##### 第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

- 3 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11（玄関帳場又はフロント）に準じて設けること。

### 第3 下宿営業の施設設備の基準

- 11 その他、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の1～11、13、17、23、24、29～32、35～40及び42～45に準じて設けることが望ましいこと。

- また、玄関帳場に関する規定が制定された際の施行通知において、運用上留意すべき事項が示されている。

### ○旅館業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和45年7月16日環衛第101号厚生省環境衛生局長通知）〔抜粋〕

#### 第2 運用上留意すべき事項

- 1 「玄関帳場その他これに類する設備」について
- (1) 「玄関帳場」とは、旅館の玄関に附設された会計帳簿、宿泊者名簿等を記載するための帳場（ホテルの場合は、フロントと称される。）をいうこと。
  - (2) 「宿泊しようとする者との面接に適する」の要件は次のとおりであること。
    - ア 施設を利用しようとする者が、当該施設を利用しようとする場合に、必ず通過する場所に面して設けられていること。
    - イ 従業員が待機し、客と面接し、事務をとるのに適した広さと構造のものであること。従って、社会通念上適当な規模の広間であることを要し、また、客と従業員とが対面できる構造でなければならないこと。
  - (3) 一戸建の宿泊施設が多数あるようなモートル等については、個々の棟に「玄関帳場」の設置を義務づけることは実際的ではないので、このような場合には、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造の設備（例えば管理棟）を設けることが必要である。
  - (4) 従業員が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に応接する構造の部屋が玄関に附設されている場合には、これを「玄関帳場に類する設備」に当たるものと解して差し支えないこと。

- 従って、旅館営業及び簡易宿所営業においては、構造設備として玄関帳場が設けられていなくても、来客の都度、玄関に附設されている部屋から出て、客に対応できる体制であれば差し支えない。